

第 30 回相続寺子屋静岡

日 時 令和 6 年 5 月 16 日木曜日

時 間 18 時 15 分～19 時 45 分

場 所 産学交流センター7 階（ペガサート）小会議室 1
静岡市葵区御幸町 3 番地の 21 054-275-1655 静岡駅から徒歩 5 分

講 師 田中康雅

題 目 「誰がいつまでに？」
相続登記義務化と法改正後の遺言手続きの要点整理」

参加費 会員、一般ともに 1,000 円

第 30 回相続寺子屋静岡を上記日程で行いますので、参加をご希望の方は殿岡までメール、FAX、電話、LINE で申し込みをお願いします。今回の相続寺子屋静岡は、相続アドバイザー協議会専務理事、司法書士の田中康雅先生に上記テーマでお話していただきます。昨今民法改正にともない、相続を取り巻く環境が大きく変わりました。そのひとつとして 4 月 1 日から相続登記が義務化されますが、法改正に伴い SA はどのような知識が求められるのか？相続に与える影響について要点を整理し、お話していただきます。参加資格は問いませんので、お知り合いの方等誘いあわせの上、ぜひお越しください。

参加者名	SA 期		
	一般	合計	名
E メールアドレス			
TEL	FAX	携帯	

SA12 期生 殿岡武春

E メール : tonooka1022@tokai.or.jp LINEID tonooka1022

T E L 054-245-1777 携帯 090-8186-8247

F A X 054-245-1799